

○山形県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（例規通達）

平成25年1月24日

例規（備二）第1号

改正 平成29年3月14日例規（備二）第14号

令和5年3月3日例規（備二）第11号

令和7年2月14日例規（備二）第1号

国内で大規模災害が発生した際における都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助活動については、これまで、山形県警察広域緊急援助隊運営要綱（平成7年8月1日付け例規（備二・交指）第23号）に基づき対応してきたところであるが、東日本大震災の反省、教訓を踏まえ、警察災害派遣隊設置要綱（平成24年5月31日付け警察庁乙備発第3号等）が制定されたことを受け、山形県警察災害派遣隊設置要綱を別添のとおり定め、平成25年1月25日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、山形県警察広域緊急援助隊運営要綱は、平成25年1月25日限り、廃止する。

記

1 趣旨

東日本大震災の反省、教訓を踏まえ、大規模災害発生時における本県警察災害派遣隊の任務、部隊構成、運用等を定めた標記の要綱を制定した。

2 主な内容

- (1) 山形県警察に、山形県警察災害派遣隊を設置することとした。（第3関係）
- (2) 山形県警察災害派遣隊は、即応部隊と一般部隊とで構成することとし、それぞれの編成及び運用について定めた。（第5、第6及び第7関係）

別添

山形県警察災害派遣隊設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国内において大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する部隊として設置する山形県警察災害派遣隊の編成及び運用並びに本県で大規模災害が発生した場合における、他県からの派遣部隊の運用に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

(2) 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

(3) 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

(4) 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

(5) 派遣元警察

被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第3 設置

山形県警察に、山形県警察災害派遣隊を設置する。

第4 任務

山形県警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

(1) 情報の収集及び連絡

(2) 避難誘導

(3) 救出救助

(4) 検視、死体調査及び身元確認の支援

(5) 緊急交通路（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）の確保、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

(6) 行方不明者等の捜索

(7) 被災地等における犯罪の抑止及び犯罪の検挙

(8) 被災者等の支援

(9) 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配、物資の調達、管理及び搬送

(10) 災害警備活動等に関する広報

(11) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

第5 部隊の編成等

山形県警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊等により編成する。

1 即応部隊の編成等

即応部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を行う。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

イ 交通部隊

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

ウ 刑事部隊

検視及び死体調査

(2) 広域警察航空隊

ア 被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出

救助に当たる部隊の輸送、救助物資の輸送、被災者等の捜索救助及び救援活動に対する支援

イ 広域警察航空隊の拠点における公安委員会の援助の要請に基づき被災地警察に派遣された警察用航空機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制・調整、各警察用航空機の活動状況の集約等の業務支援

(3) 緊急災害警備隊

ア 被災地等における警備警察活動

　被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所及び遺体安置所等の警戒警備
　その他警備警察活動

イ 被災地警察の長が指示する活動

　無人となった集落等における警戒及び警ら及び被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動等

(4) 機動警察通信隊（東北管区警察局山形県情報通信部に属する職員をもって編成される部隊）

　被災地等における活動に必要な通信の確保

2 一般部隊の編成等

一般部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を行う。

(1) 特別警備部隊

　行方不明者等の捜索、避難所及び遺体安置所の警戒警備その他被災地等における警備警察活動並びに被災地警察の長が指示する活動

(2) 特別犯罪抑止部隊

　被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

(3) 被災者支援部隊

　避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）

　並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

(4) 特別自動車警ら部隊

　被災地等における警ら用無線自動車による警戒、警ら等

(5) 特別機動捜査部隊

　被災地等における捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等の各種捜査活動

(6) 身元確認支援部隊

　遺体の身元確認に資するため、死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、D N A型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料採取

(7) 特別交通部隊

　被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察に係る活動

(8) 支援対策部隊（応急対策班）

　被災地等に派遣される災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料、飲料、装備資機材、車両、燃料等の物資の調

達、管理及び搬送に関する活動又はその支援に係る事務

- (9) 情報通信支援部隊（東北管区警察局山形県情報通信部に属する職員をもって編成される部隊）

被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる警察情報通信に関する業務の支援

3 広報部隊の編成等

広報部隊は、次の各号に掲げる班をもって編成し、当該各号に定める活動を行う。

- (1) 現場広報班

当県災害現場において、現地で取材する報道機関の要望の把握、広報素材の収集、報道機関に対する広報素材の提供、被災地における取材への対応、その他災害警備活動の広報に関する必要な活動

- (2) 帯同現場広報班

災害派遣隊に帯同し、現地で取材する報道機関の要望の把握、広報素材の収集、被災地における取材への対応、その他災害警備活動の広報に関する必要な活動

第6 即応部隊の各隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、緊急災害警備隊及び機動警察通信隊から構成されるところ、各隊の編成、運用等については、機動警察通信隊を除き、次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長は、あらかじめ次に掲げるところにより、即応部隊（機動警察通信隊を除く。以下同じ。）の各隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員の指定にあっては、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとし、各隊員の指定にあっては、持病の有無等の健康へのリスクに十分配意するものとする。

- (1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

原則として、機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、別表第1項第1号に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

イ 交通部隊

原則として、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第2項第1号に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

統括検視官、検視官等の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、別表第3項第1号に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

- (2) 広域警察航空隊

航空隊員の中から、隊員を指定するものとする。

- (3) 緊急災害警備隊

管区機動隊の隊員のうち、別表第4項に定める基準に従い、第1号アに規定する部隊の隊員として指定された者以外の隊員の中から隊員を指定するものとする。

2 編成

警察本部長は、次に掲げるところにより、即応部隊の各隊を編成するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

前項第1号により指定した者をもって、それぞれ広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

前項第2号により指定した者をもって広域警察航空隊を編成するものとする。この場合において、警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣及び捜索救助等に従事する特務要員の帶同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

前項第3号により指定した者をもって緊急災害警備隊を編成するものとする。

3 班の設置

警察本部長は、広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとし、その編成基準は別表第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号のとおりとする。この場合において派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替えて運用しても差し支えないものとする。

(1) 警備部隊

ア 先行情報班

他の班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、災害警備を円滑に実施するために、制約された時間の中で集中的に行う必要がある措置について、活動内容の調整や情報共有を行うために個々の現場に設けられる合同調整所等において関係機関と調整を行う。

イ 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

ウ 隊本部班

食料、飲料水等の調達、管理及び配付、広報、被災地警察との連絡調整その他派遣された小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

他の班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況の情報収集並びに報告に当たる。

イ 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班

食料、飲料水等の調達、管理及び配付、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の各班の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(3) 刑事部隊

ア 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

イ 遺族対応班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び第5第2項第3号に規定する被災者支援部隊等と連携した上で、遺族等への安否情報の提供に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日を除く。）は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されるときは、この限りでない。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊の補給等については、次のとおり行うものとする。

(1) 食料、飲料水等の携行

食料、飲料水等を携行し、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自ら補給するものとする。

(2) 各部隊の活動

次のアからエに掲げる部隊は、当該アからエに定める活動を行うものとする。

ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災地警察から被災地等における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テントや寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動するものとし、現地指揮所及び宿泊所の設営を自ら行う。

イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

宿泊所の設営を自ら行う。

ウ 広域警察航空隊

派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努める。

エ 緊急災害警備隊

現地指揮所及び宿泊所の設営を自ら行う。

6 運用

即応部隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に

係る手続その他の運用に関する事項については、本要綱のほか、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の改正について（平成31年3月25日付け警察庁丙地発第17号）等によるものとする。

(1) 本県警察が被災地警察に部隊を派遣する場合

警察本部長は、大規模災害発生時において直ちに東北管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の装備資機材を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して東北管区警察局に必要な連絡を行うものとし、隣接県で大規模災害等が発生した場合は、他都道府県警察から被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配意するものとする。

(2) 本県で大規模災害が発生した場合

ア 迅速かつ積極的な援助の要求

警察本部長は、大規模災害が発生した場合、直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

イ 派遣された部隊の運用

警察本部長は、被災状況等を勘案して、派遣された即応部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを指揮し、効果的に運用して活動を実施するものとする。

ウ 機動警察通信隊との連携

警察本部長は、機動警察通信隊の運用に関し、機動警察通信隊の隊長と緊密に連携し、活動に当たるものとする。

7 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動に当たっては、二次災害の発生を防止するため、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携強化など受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動等

(ア) 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、広報に当たっては、被災地警察との調整を行い、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

(イ) 災害警備活動の広報

被災地における活動状況に関する広報は、警察活動や被災状況についての正確な情報発信が被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、被災地警察へ

の広報素材の提供等を積極的に行うものとする。

(ウ) 交通情報の提供

被災地等における交通情報については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることから通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、被災地警察への積極的な情報提供に努めるものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を踏まえ、部隊派遣を担当する部門と警務部厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配意するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配意するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の遵守、飛行に関する基本的事項の徹底及び地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

8 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

警察本部長は、大規模災害の発生に際して迅速に即応部隊を派遣できるよう、非常召集命令伝達系統図を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 隣接・近接県警察との協議

警察本部長は、隣接する県警察と、通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 派遣に備えた計画等の整備

警察本部長は、即応部隊の展開経路及び移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

(4) 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に

向けた取組を推進するものとする。

(5) 教養訓練の徹底

警察本部長は、即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるとともに、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図るものとする。

(6) 装備資機材の管理等

警察本部長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理・準備しておくものとする。

第7 一般部隊の各隊の編成、運用等

一般部隊（情報通信支援部隊を除く。以下同じ。）の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長は、あらかじめ次に掲げるところにより一般部隊の各隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員の指定にあっては、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとし、各隊員の指定にあっては、持病の有無等の健康へのリスクに十分配意するものとする。

(1) 特別警備部隊

機動隊又は別に定める第二機動隊の中から隊員を指定するものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全部門及び刑事部門を中心とした警察官であって、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者の中から、別表第5項に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(3) 被災者支援部隊

生活安全部門及び警務部門を中心とした警察職員の中から、別表第6項に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。この場合において、行方不明者等相談情報の収集及び整理を行う隊員については、生活安全部門の警察官を指定するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

地域部門を中心とした警察官の中から、別表第7項に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

刑事部門の警察官の中から、別表第8項に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から隊員を指定するものとする。

(7) 特別交通部隊

交通部門の警察官の中から、別表第9項に定める基準に従い、隊員を指定するも

のとする。

(8) 支援対策部隊（応急対策班）

会計事務又は調整・報告事務を被災地警察において的確に行うことができる警察職員の中から、別表第10項に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

2 編成

警察本部長は、次に掲げるところにより、一般部隊の各隊を編成するものとする。

(1) 特別警備部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第1号で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。また、警察庁の指示に基づき、部隊に必要な班を設置するものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

前項第2号で指定した者をもって特別犯罪抑止部隊を編成するものとする。この場合において、特別犯罪抑止部隊の基本構成は、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成するものとする。

(3) 被災者支援部隊

前項第3号で指定した者をもって、被災者支援部隊を編成するものとする。この場合において、相談対応及び防犯指導に従事する職員の基本構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき隊員2人以上として編成するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

前項第4号で指定した者をもって、特別自動車警ら部隊を編成するものとする。この場合において、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとし、指揮官及び隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

前項第5号で指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帶同させるものとする。この場合において、特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長又は警察署長の指揮の下、交替制勤務に従事するもの（被災地等の状況を踏まえて、勤務形態を変更する必要がある場合はこの限りではない。）とし、部隊の入替えは、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、前項第6号で指定した者をもって、身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるものとする。

(7) 特別交通部隊

前項第7号により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。この場合において、特別交通部隊は、別に指定される車両編成基準により、所要の車両を帶同するものとし、帶同する車両は、東北管区警察局を通じて、被災地における

活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた車両を選定するものとする。

(8) 支援対策部隊（応急対策班）

前項第8号により指定した者をもって支援対策部隊（応急対策班）を編成するものとする。

3 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日を除く。）は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されるときは、この限りでない。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊
おおむね10日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね8日間（2交替制勤務の場合、各班3当務）をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめどとする。

(5) 支援対策部隊（応急対策班）

おおむね2週間とする。

4 運用

一般部隊の運用は、次に掲げるところによる。

(1) 本県警察が被災地警察に部隊を派遣する場合

警察本部長は、直ちに東北管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊を派遣する準備を進めるとともに、当該派遣に関して東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。特に、隣接する県において大規模災害が発生した場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても、配慮するものとする。

(2) 本県で大規模災害が発生した場合

ア 援助要求に向けての事前の連携

警察本部長は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。特に、身元確認支援部隊の活動については、県内における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡の蓋然性が高いときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

イ 派遣された部隊の運用

(ア) 警察本部長は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、

派遣された一般部隊の活動拠点及び活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊を指揮し効果的な運用を図るものとする。

- (イ) 警察本部長は、情報通信支援部隊の運用に関し、山形県情報通信部長と緊密に連携し、活動に当たるものとする。
- (ウ) 警察本部長は、部隊の派遣受け入れに当たっては、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、東北管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地等に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

第6第7項第1号アに規定する受傷事故の防止を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動等

(ア) 広報体制の確保

第6第7項第1号ウ(ア)に規定する広報体制を確保するものとする。

(イ) 災害警備活動の広報活動

第6第7項第1号ウ(イ)に規定する広報活動を行うものとする。

(ウ) 交通情報の提供

第6第7項第1号ウ(ウ)に規定する情報提供に努めるものとする。

エ 健康管理対策

第6第7項第1号エに規定する健康管理対策を行うものとする。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

防犯カメラは、被災地等における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上で設置の要否を判断することとし、設置場所の選定に当たっては、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域のメインストリート、商店街等を対象に選定すること。

イ 相談対応等の推進

(ア) 相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあっては、県、市町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に寄り添った親身な相談対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配意した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聽取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

カ 被災地警察職員と連携した事務の推進

支援対策部隊（応急対策班）は、被災地警察の長の指揮の下、警察庁支援対策室及び被災地警察の職員と緊密に連携し、事務を推進するものとする。

6 平素の措置

(1) 関係機関、地方自治体等との連携

警察本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

警察本部長は、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備資機材の管理等

警察本部長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・準備しておくものとする。

(4) 支援に当たる事務の準備

平素から、大規模災害発時の受援、装備資機材・物資の調達等に関わる業務の支援を受ける事務（以下「受援事務」という。）の体制の確立を図るとともに、平素の所掌事務、災害警備本部編成時における担当業務に応じて関係所属が緊密に連携し、宿泊・食料販売事業者、リネン供給事業者等との協力態勢の構築、受援事務を行うための活動拠点の整備等受援事務に必要な準備を的確に推進するものとし、実際の受援事務に際しては、災害派遣隊の宿泊施設に係る調整に当たって、宿泊施設の地理的条件、災害派遣隊の帯同品（拳銃を含む。）の保管場所の要否等を総合的に考慮する必要があることを踏まえた準備を心掛けるものとする。

第8 広報部隊の編成、運用等

広報部隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長は、被災地の被害状況、警備部隊の規模、予想される警察措置等に照らし、現場広報の必要性が認められる場合は、その都度、広報部隊の各班の班員を指定するものとする。この場合において、班長の指定にあっては、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとし、班員の指定にあっては、持病の有無等の健康へのリスクに十分配意するものとする。

(1) 現場広報班

警備部各所属、警務部広報相談課、被災地を管轄する警察署、その他現場広報班を編成する上で必要な所属から指定するものとする。この場合において、班長は、警部以上の階級又は同相当職にある者、班員は、警部以下の階級又は同相当職にある者から必要数をもって充てるものとする。

(2) 帯同現場広報班

上記現場広報班に準じて編成するものとする。

2 編成

警察本部長は、次に掲げるところにより、広報部隊の各班を編成するものとする。

(1) 現場広報班

前項第1号で指定した者をもって現場広報班を編成するものとする。この場合において、被害が広範囲にわたる場合は、必要に応じて複数の班を編成するものとする。

(2) 帯同現場広報班

前項第2号で指定した者をもって帶同現場広報班を編成するものとする。

3 派遣期間

被災地等における一回の派遣期間（移動日を除く。）は次のとおりとする。

(1) 現場広報班

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(2) 帯同現場広報班

帶同する災害派遣隊の期間とする。

4 運用

現場広報に当たっては、事前に実施日時、場所、内容及び方法について、被災地警察が設置する災害警備本部等に報告し、必要な指示を受けるものとする。

5 災害警備活動に関する広報実施上の留意事項

(1) 積極的な広報

被災者の安心感等を醸成するため、災害派遣隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者等のプライバシーに配慮しつつ、現場での活動状況等について、被災地警察等と連携し、積極的に広報するものとする。

(2) 組織的な情報管理の徹底

人的被害の数やその具体的な内容、被災者の個人情報に係る内容、警備体制に関する内容等の組織的管理が必要な情報については、現場広報班等による広報は行わないものとする。

(3) 効果的広報素材の提供

災害に伴う立入規制や交通規制等により、報道関係者が被災地等での救出救助活動の状況等が取材できず、現場広報班等が撮影した映像のみしかない場合等には、報道機関へ広報素材として、より積極的な提供を検討するものとする。

(4) 報道関係者の部隊帯同

現場広報に当たっては、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討するとともに、同行取材に当たっては、報道関係者に対して安全管理は報道各社の責任において行うこと等を説明し、事故防止に配意させるものとする。

(5) 高度警察情報通信基盤システムを活用した画像・映像の撮影

高度警察情報通信基盤システムの画像収集機能及び画像伝送機能を活用して部隊活動状況等を撮影し、関係所属に対して迅速かつ的確に情報伝達及び情報共有を図り、広報に活用するものとする。

6 活動上の留意事項

(1) 受傷事故等の防止

第6第7項第1号アに規定する受傷事故の防止を図るものとする。

(2) 各隊間の緊密な連携

各班は、他の災害派遣隊の部隊や警備部隊等との各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

(3) 健康管理対策

第6第7項第1号エに規定する健康管理対策を行うものとする。

第9 支援対策室等との連携

警察本部長は、警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の支援業務、装備資機材及び燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室、支援対策部隊及び支援対策部隊（応急対策班）と積極的に連携するものとする。

別表

山形県警察災害派遣隊編成等一覧

1 広域緊急援助隊（警備部隊）

(1) 隊員の指定

隊員数(人)	所 属	警部	警部補	巡査部長	巡査
24	機動隊		1	2	10
	機動隊（管区機動隊）			2	9

(2) 班編成基準

班 名	編成の基準
先行情報班	4人
救出救助班	18人
隊本部班	2人

2 広域緊急援助隊（交通部隊）

(1) 隊員の指定

隊員数(人)	所 属	警部	警部補	巡査部長・巡査
13	交通機動隊及び 高速道路交通警察隊		1	12

(2) 班編成基準

班 名	編成の基準
先行情報班	2人
交通対策班	9人
管理班	2人

3 広域緊急援助隊（刑事部隊）

(1) 隊員の指定

隊 数	隊員数(人)
2	24

(2) 班編成基準（1隊当たり）

班 名	編成の基準
死体取扱班	10人（隊長（検視官、1人）、隊長付（警部補、2人）、記録係（1人）、写真係（1人）、補助員（3人）、指紋採取員（2人））

遺族対応班	2人（うち1人は、可能な限り被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員から指定するものとする）
-------	---

4 緊急災害警備隊

隊員数(人)	所 属	警部	警部補	巡査部長・巡査
24	機動隊(管区機動隊)	1	2	21

5 特別犯罪抑止部隊

隊員数(人)
4

6 被災者支援部隊

隊員数(人)
6

7 特別自動車警ら部隊

車両(台)	隊員数・二交替(人)	隊員数・三交替(人)
1	5	7

※ 災害の規模等に応じて車両の台数は変更することも可

8 特別機動捜査部隊

車両(台)	隊員数・二交替(人)	隊員数・三交替(人)
2	4	6

※ 車両の台数は、隊員が勤務交替時に宿泊場所から勤務場所への往復等に使用する車両を含んだ台数であり、全車両を捜査車両で編成する必要はない

9 特別交通部隊

隊員数(人)

10 支援対策部隊（応急対策班）

隊員数（人）
おおむね3人以上

※ 警察本部長が、警察庁支援対策室長及び被災地警察の長と協議して編成する